

専用ベッド入居者向け 利用規約詳細

この度はADDRESSの専用ベッドにご入居いただきありがとうございます。
本規約は株式会社アドレス(管理会社)が会員とのより良い共同生活を送っていただく為に、専用ベッド入居者の方向けに利用規約を定めております。

本利用規約を遵守いただけない場合は、原契約違反により即時退去、損害金のお支払いをご請求する場合がございます。

また、本利用規約違反及び原契約違反により発生した事故については管理会社は一切責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 本規約について

本利用規約は、運営上、利用者からの要望、利用状況により、予告なしに内容を変更する場合がありますことを予め承し、更新された利用規約を遵守してください。また、建物内における注意文等の掲示内容も同等とさせていただきます。

2. 個人の私物について

全ての個人所有物は、その所有者の管理下にあるものとし、破損、損傷、紛失、盗難、火災等による被害に関しては管理会社は一切の責任を負いません。

3. 専用居室内の利用について

- a. 居室内の専有部分は定期建物賃貸借契約書記載の貸室番号部分とする
- b. 居室内への、第三者の入室は禁止します。(他部屋の入居者の入室も禁止します。)友人及び関係者の訪問がある場合は、リビング等の共用スペースのみで面会してください。
- c. 居室内の清掃は、専有室内の入居者で行っていただきます。
- d. 専用居室内のエアコンフィルター清掃は、ご自身で行っていただきます。
 - i. 日々の清掃で除去できないカビが発生した場合、入居者からの希望に応じて管理会社が専門業者を手配します。この場合、専用居室内のエアコンについては、入居者負担として1万円/室が別途かかります。(清掃希望者のみ。希望しない場合は清掃手配は行いません)
- e. **使用しない場合は、照明・エアコンを消すなど、節電を心がけてください。**
- f. 照明管球交換は、管球の購入、交換を行っていただきます。
- g. 私物の管理は、基本的に専用居室内で行ってください。
- h. 専用居室内、契約以外のベッド・クローゼット及び按分で使用できると推定されるスペース以外に私物を置くことや、備品(テーブルタップ・椅子等)を使用する行為を禁止します。(使用した場合は、当該ベッドの賃料、備品の交換費用などを請求します。)
- i. 夜間の専用居室内での騒音にはご注意ください。
- j. 専用居室内において、炊飯・調理を禁止します。
- k. 専用居室内において原則食事禁止です。食事はリビングで取ってください。
- l. 専用居室内において、各々のゴミは、溜め込まず、リビングのゴミ箱へ捨て、ゴミ箱の中身がたまっていたらゴミ出しを行ってください。
- m. 専用居室内において、コタツ・ファンヒーター・ホットカーペット・電子レンジ・トースター・電気毛布・その他大型家電やオーディオデッキ・楽器の使用を禁止します。

- n. 専用居室内の設備点検、建物管理上及び警備上安否確認の必要がある場合、通知なく室内に立ち入る場合があります。
- o. 宗教活動及びそれに順ずる行為(ドミトリー内に仏壇を設置する行為など)禁止します。他の会員が当該行為に対して危機感や不信感を持つに至った場合、或いは他の会員の生活に何らかの支障を来たすに至った場合、貸主は催告する事なく本契約を解除できる。

4. 共用部の利用について

※清掃基準はこちら: [📌 家守清掃項目と頻度](#)

※全ての共用部にて個人所有物を放置する行為を禁止する。放置されている私物は処分致します。

処分に関しては2条同様に貸主・管理会社は一切の責任を負いません。

※節電・節水を心がけてく使用してください。

a. エントランス

- i. 個人の靴は必ず所定の場所へ収納してください。収まらない場合は自室での管理をお願いします。
- ii. 傘を開いたままにせず、バンドを閉めて傘立てに収納してください。

b. リビング

- i. リビングの備品は、リビングのみで使用するために設置しているものであり、他の場所へ移動することは禁止します。
- ii. リビングで就寝する等、共用スペースを占拠し、他の会員が使用しづらい環境を禁止します。
- iii. リビングは、22時以降、他の会員の迷惑にならないよう、話し声、騒音に注意してください。

c. キッチン

- i. キッチンを使用後、使用した調理器具、食器は放置せず、所定の場所へ洗って収納してください。
- ii. 排水溝に油・劇薬等を流すことは禁止します。
- iii. 調味料は各自ご用意ください。
- iv. 生ゴミは適宜、ビニール袋に入れ、設置してあるゴミ箱へ捨ててください
- v. 布巾は会員・家守で協力し、適宜洗濯し、清潔に保ってください。
- vi. 台所用洗剤、スポンジは適宜家守で補充、交換してください。
- vii. 放置してある食品、飲み物、調味料は全て処分対象となります。

d. 冷蔵庫

- i. 冷蔵庫に物を入れる際は飲まれてもいい、使われてもいいという前提で使用してください。
- ii. 食品、飲物を保管する場合は、必ず保管期限の日付、部屋番号、名前を明記してください。記載の無いもの、保管期限を過ぎたものは定期的に整理処分される場合があります。
- iii. 食品は食器にいれたまま保存せず、タッパー等に移しかえて保存してください。(収納スペースに限りがあるため)
- iv. 賞味期限が過ぎている食品、腐敗している食品は処分してください。
- v. 汚れている場所があれば、家守・会員で協力し、清掃してください。

- e. ゴミ
 - i. ゴミの分別は、「ゴミの出し方」に沿って、分別してください。
 - ii. ゴミが溜まった場合は、そのままにせず、まとめて決められた方法で回収場所に出してください。
 - iii. ゴミ箱が汚れたら、家守・会員間で協力し、清掃してください。
- f. トイレ
 - i. トイレの床を汚した場合は、トイレシートで拭き掃除を行ってください。
 - ii. 便器を汚した場合は、備え付けの洗剤、ブラシでの清掃を行ってください。
 - iii. トイレトペーパーが少なくなったら、ご自身で補充をしてください。
- g. 浴室・シャワー室
 - i. **浴室・浴槽・シャワー室を使用した後は必ず清掃をお願いします。お湯を貯めたままにせずに捨ててください。**
 - i. シャワー室使用後は、排水溝の髪の毛は取り除き、脱衣室に設置してあるゴミ箱へ捨ててください。
 - ii. シャワー室でのカラーリング、髪の毛カットは禁止します。
 - iii. 排水溝に溜まった髪の毛、ゴミ等は都度、ご自身で取り除いてください。
 - iv. シャワー室に、私物のシャンプー等の放置は禁止します。
 - v. 脱衣室に放置されている私物は、処分対象となります。
 - vi. シャンプー、石鹸、ボディタオル等は各自で用意してください。
 - vii. 利用時間の目安は、30分/回程度です。譲り合ってお使いください。
- h. 洗面台
 - i. 洗面・入浴セット・化粧水、乳液などのスキンケア用品などの置きっぱなしのないようにお願いします。(持ち運びについてはご自身でかごなどを用意してください)
 - ii. ドライヤーなどの備品の持ち出しは禁止します。
 - iii. 洗面台でのカラーリング、髪の毛カットは禁止します。
 - iv. 排水溝に溜まった髪の毛、ゴミ等は都度、ご自身で取り除いてください。
- i. 洗濯機・乾燥機
 - i. 洗濯機・乾燥機使用後は、洗濯物はただちに取り出してください。洗濯機・乾燥機の中に洗濯物が放置されている場合は、次に使用される方は、中に放置してある洗濯物を取り出して構いません。
 - ii. 洗濯機・乾燥機のフィルターの綿ボコリは使用された方がその都度、ご自身で取り除いてください。

5. 喫煙

建物内・敷地内は全て禁煙です。万が一、火災が発生した場合は責任を負っていただく場合があります。

6. 入居マナー

- a. モラルを守り、互いのパーソナルエリアを尊重してください。
- b. 会員のプライバシーを侵害したり、他の会員の所有物に干渉及び破損、盗難などの危害行為を行った場合は、ただちに退去していただきます。
- c. 館内において、商品取引行為、勧誘行為は一切禁止します。

- d. 会員、近隣からご要望、リクエストが管理会社に入った場合、注意喚起を行う場合があります。
- e. 内見等で不特定多数の方が、物件を訪問することがございます。周囲の方に不快感を与える行動は禁止します。
- f. 本規約内容、他の会員の個人情報、エントランスの暗証番号等を外部に開示することを禁止します。
- g. 騒音、共用スペースの使用等に関して、当社へ要望が入った場合は、注意をさせていただきます。また、明らかに常識を逸脱している場合には、即時退去を求められる場合があります。

7. 友人・関係者等の訪問について

- a. 家守の友人・関係者の共用スペースへの訪問は可能ですが、専用居室内への訪問は禁止します。
- b. 家守の友人・関係者が毎日のように長時間入り浸る訪問者の出入りは禁止とします。
- c. 訪問可能時間は10-21時の間を厳守してください。
- d. 招待した人が必ず同行してください。
- e. 家守・会員以外の風呂やシャワーの利用は禁止します。
- f. トラブルが発生した際の責任や連絡先の担保は招待した人が責任もって対処してください。

8. 駐車場・駐輪場の利用について

- a. 建物内または敷地に隣接する道路への無断駐車・駐輪は整理・撤去の対象となります。
- b. 駐車場・駐輪場利用における、車輛の破損・盗難等や使用者間におけるトラブルには、貸主・管理会社は一切関与しません。
- c. 駐車場・駐輪場の利用方法が守られない場合、利用を中止させて頂く場合があります。

9. 荷物・郵便物について

- a. トラブル防止のため、荷物・郵便物は滞在中にご自身でお受け取りください。紛失・破損などについては貸主・管理会社は一切責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

10. 物件の撤退と退去スケジュールについて

- a. 何らかの事由により物件の撤退や契約解除が決まった場合、甲は借主（以下「乙という」）に事前に連絡し、協議の上スケジュールを決定します。
- b. 連絡時期は、物件の契約終了日の最低3ヶ月前に通知します。
- c. 会員の予約の受け入れ期間は、契約終了日の前月末日までとします。
- d. 予約の受け入れ終了後、原状回復・鍵引き渡しが発生するので、引っ越しは月初の10日以内までに行ってください。

甲は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

(1) 賃料その他債務の支払を賃料の2ヶ月分相当額以上怠ったとき、または支払をしばしば遅延することによりその支払能力がないと甲が認めたとき。

(2) 乙に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき。

- (3) 乙が死亡、破産・民事再生手続開始の申立、後見・補佐・補助開始の審判判決を受けたとき。
 - (4) 実刑と執行猶予を問わず禁固刑以上の刑の言い渡しを受けたとき。
 - (5) 乙に甲の信用を著しく失墜させる行為があったとき。
 - (6) 本契約の申込または諸通知に事実と異なる記載があったとき。
 - (7) 乙が本契約書記載の各条項及び規約に規定する各条項に違反したとき。
-

更新日

2025年 1月 17日

2024年 8月 19日

2022年 11月 18日